

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」を実施するための 子の返還手続等の整備に関する要綱案のたたき台（その2）補足説明

1 出国禁止命令等

(1) 出国禁止命令及び旅券提出命令

- ① 子の返還の申立てがあった場合において、子の返還申立事件が係属する家庭裁判所は、子の連れ去りによる害悪の発生を防止し、子の返還を実現するため必要があるときは、子の返還申立事件の一方の当事者の申立てにより、他方の当事者に対し、子を出国させることを禁止することを命ずることができるものとする（注1）（注2）。
- ② ①による命令（以下「出国禁止命令」という。）をする場合において、家庭裁判所は、出国禁止命令申立事件の相手方が子が名義人となっている旅券を所持すると認めるときは、申立てにより、当該旅券の中央当局への提出を命ずる裁判（以下「旅券提出命令」という。）をしなければならないものとする（注1）。
- ③ 子の返還申立事件が高等裁判所に係属する場合には、その高等裁判所が、①、②による裁判をするものとする。
- ④ 出国禁止命令は、子の返還の申立てについての終局決定が確定したときは、その効力を失うものとする（注3）。

（注1）出国禁止命令及び旅券提出命令の制度について

旅券提出命令は、出国禁止命令が発せられることを前提に、その実効性を担保するために発せられる附帯的な裁判である。そのため、旅券提出命令の申立ても附帯申立てであり、出国禁止命令の申立てと別個独立の申立てとして扱われるものではない。

出国禁止命令の申立てに附帯して旅券提出命令が申立てられた場合、裁判所は、出国禁止命令を発令する場合には、子が名義人となっている旅券を相手方が所持していると認められる限り、旅券提出命令を発令することとなる。旅券提出命令について出国禁止命令と別途必要性が判断されることはないことを前提としている。なお、親の旅券に子

が併記されている場合については、当該旅券の名義人は親であり、「子が名義人となっている旅券」には該当せず、旅券提出命令の申立てを却下することを前提としている。

また、返還申立事件において返還を求められている子については独立の占有がないこと（子が所持しているものではないこと）を前提としている。

旅券提出命令は出国禁止命令を前提とする裁判であるから、その効力も出国禁止命令に従うこととなり、出国禁止命令が子の返還の申立てについての終局決定確定により失効した場合、取消しや取下げによって効力が消滅した場合は、旅券提出命令も効力を失うこととなる。

(注2) 出国禁止命令の申立て

ハーグ条約が目的とする子の連れ去りによる害悪の発生の防止や子の返還の実現の観点からすると、返還申立事件の係属中については、出国を禁止する必要性が一般的に肯定できる。出国禁止命令が認められるのは、子が連れ出されるおそれがある場合であるが、それが典型的に高まるのは、子の返還申立て後、子を監護する者が自己に対して返還の申立てがあったことを知り、又は、申立人が返還手続の係属中に子に会う機会が与えられた場合等であり、返還申立てをしていない段階では、一般的に連れ去りの危険が高いとはいえない。また、出国禁止命令は、子の海外渡航の自由を間接的にはあるが制限するものであり、謙抑的見地からも子の返還申立てがされるかどうかの不確実で、終期の見込みが立たない状況において発令するのは相当ではない。さらに、出国禁止命令の申立てをすることが可能になるのは、子の所在が確知された後であると考えられるところ、出国禁止命令が必要となるような事案では、子の所在が確知されれば、通常すぐに返還の申立てがされるものと想定され、子の返還申立て後に出国禁止命令を申し立てることができるものとしても不都合はない。以上のような観点から、子の返還申立て後に出国禁止命令の発令ができるものとしている。

なお、出国禁止命令は、子の返還申立てがされた場合に可能となるもので、面会その他の交流を求める家事審判又は家事調停の申立てがされた場合は対象としていない。これは、面会その他の交流事件は、迅速処理の要請が法定されている子の返還申立事件と異なり、長期間にわたったり反復継続して行われることが考えられ、これを対象に含めると子の海外渡航の自由に対する制約が大きくなりすぎること、子の返還申立事件と異なり、子が出国したことが却下要件とされているものではなく、その必要性も大きくはないことから、対象としないものとする趣旨である。

次に、出国禁止命令申立事件の当事者については、子を監護している者による再連れ去りと子を連れ去られた者による連れ戻しをいずれも防止するためのものと位置づけていることから、子の返還申立事件の当事者の一方が申立人となり、他方の当事者に対して申立てをすることができるものとしている。そのため、出国禁止命令の名宛人も、子ではなく、TPやLBP等となる。

さらに、出国禁止命令の発令要件については、「子の連れ去りによる害悪の発生を防止し、子の返還を実現するため必要があるとき」としている。この要件該当性は、出国禁止命令申立事件の相手方によって子が連れ去られる危険性があるか否かを判断することになるが、出国禁止命令申立事件の相手方が子を連れ去ることが可能な状況の有無、子を連れ去る動機の有無、子を連れ去ることについての障害の有無等の事情が考慮されることになる。例えば、TPに対する申立てであれば、子の健康状態や就学状況、TPの生活状況等に照らして我が国を出国することができないような事情があれば、申立ては認められないということになり、LBPに対する申立てであれば、LBPが子らの居所を知らず、面会等の機会もないという事情があれば、申立ては認められないということになると考えられる。

(注3) 出国禁止命令の失効

子の返還の申立てが却下され、その裁判が確定した場合は、子の返還の申立てがされる前の状態と何ら変わりはなく、もはや出国禁止命令を維持する必要はない。これに対し、子の返還を命ずる決定が確定した場合は、子の返還を命ずる決定の履行を免れるため、子の監護者が子を連れ去るおそれが存続しているとも考えられる。もっとも、子の返還を命ずる決定が確定すると、通常は子の監護者が自ら子を連れて帰ることが想定されており、出国禁止命令を維持してこのような任意の履行の可能性を排除することになるのは相当ではない。そこで、子の返還の申立てについての終局決定の確定によって、出国禁止命令はその効力を失うものとしている。

また、子の返還申立事件が申立ての取下げ、和解・調停の成立等により終了した場合にも、同様に当然に効力を失うことを前提としている。

なお、(注1)において記載したとおり、出国禁止命令が効力を失えば、附帯裁判である旅券提出命令もその効力を失うこととなる。

(2) 出国禁止命令の申立て等

- ① 出国禁止命令（(2)(3)(4)(5)においては、旅券提出命令の申立てがある場合にあっては、旅券提出命令を含む。）の申立ては、その趣旨及び出国禁止命令を求める事由を明らかにしてしなければならないものとする。
- ② 出国禁止命令を求める事由については、出国禁止命令申立事件の申立人が資料を提出するものとする。この場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、事実の調査及び証拠調べをすることができるものとする（注1）。
- ③ 出国禁止命令の申立ては、出国禁止命令があった後であっても、取り下げることができるものとする（注2）。

（注1） 出国禁止命令申立事件の審理

対立当事者関係にある子の返還申立事件の一方当事者と他方当事者との二者間の手続であるという基本的な構造からは、申立人にその立証の責任を負わせるのが相当である。そこで、出国禁止命令を求める事由については、当事者による主体的な攻撃防御をさせることが相当であり、そのため出国禁止命令の申立人に資料提出義務を負わせ、裁判所はその後見的機能として、必要があると認めた場合に補充的に職権で事実の調査及び証拠調べをすることができることとしている。

なお、この点については、旅券提出命令が附帯して申立てられた場合にも妥当し、旅券提出命令の要件である旅券所持の事実については、申立人が資料提出責任を負うことになる。

（注2） 出国禁止命令の申立ての取下げ

出国禁止命令はあくまで暫定的な処分であり、相手方にとって申立て又は命令を維持する独自の利益があるものではないので、出国禁止命令があった後であっても、取り下げることができるものとしている。取下げにより、申立ては当初からなかったものとして扱われ、既に発せられた出国禁止命令はその効力を失う。なお、(12)で要綱案第1の3(2)キ(ア)と同様の規律を設けないものとしていることから、取下げには相手方の同意を要しない。

なお、出国禁止命令申立てに附帯して旅券提出命令の申立てがされている場合（既に旅券提出命令が確定した場合を含む。）は、旅券提出命令申立て部分のみ取り下げることができる。逆に、出国禁止命令の申立てのみを取り下げた場合には、旅券提出命令の

申立て又は旅券提出命令はその効力を失うことなる（(1)注1参照）。

(3) 陳述の聴取

出国禁止命令は，出国禁止命令申立事件の相手方の陳述を聴かなければ，することができないものとする。ただし，その陳述を聴く手続を経ることにより出国禁止命令の目的を達することができない事情があるときは，この限りでないものとする。

(4) 記録の閲覧等

裁判所は，(12)において同様の規律を設けることとする要綱案第1の3(1)キ(ウ)③にかかわらず，出国禁止命令申立事件について，出国禁止命令申立事件の当事者から(12)において同様の規律を設けることとする要綱案第1の3(1)キ(ウ)①及び②による許可の申立てがあった場合には，出国禁止命令申立事件の相手方に対し，当該事件が係属したことを通知し，又は出国禁止命令を告知するまでは，相当と認めるときに限り，これを許可することができるものとする（注）。

(注) 出国禁止命令申立事件の記録の閲覧等

出国禁止命令は，その性質上，出国禁止命令申立事件の相手方に出国禁止命令申立事件が係属したことを通知するまで，又は出国禁止命令を告知するまで，密行性が要求されるものであるといえる。そのため，密行性を確保する必要がないと裁判所が判断するまでは，記録の閲覧等に関する要綱案第1の3(1)キ(ウ)③の規律を用いず，出国禁止命令申立事件の当事者から記録の閲覧等の申立てがあっても，裁判所は，相当と認めるときに限り，許可をすることができるものとしている。

なお，相手方に出国禁止命令申立事件が係属したことが既に告知されるなど，本規律の適用がない場合は，原則どおり，要綱案第1の3(1)キ(ウ)の規律によることになる。

(5) 出国禁止命令の告知及び効力

- ① 出国禁止命令の申立てについての終局決定は，出国禁止命令申立事件の当事者に対し，相当と認める方法で告知しなければならないものとする。
- ② 出国禁止命令は，出国禁止命令を受ける者に告知することによってその効

力を生ずるものとする（注）。

（注） 出国禁止命令の効力の発生

出国禁止命令は、これを受ける者（出国禁止命令申立事件の相手方のうち、この者に対して出国禁止命令が発せられたもの）に告知することによってその効力を生ずるものとしている。旅券提出命令が併せて発令された場合も同様に、出国禁止命令に併せて旅券提出命令の告知がされることによって、旅券提出命令部分についてもその効力が生ずることとなる。

(6) 即時抗告

- ① 出国禁止命令申立事件の申立人は、出国禁止命令又は旅券提出命令の申立てを却下する決定に対し、即時抗告をすることができるものとする（注）。
- ② 出国禁止命令を受けた者は、出国禁止命令又は旅券提出命令に対し、即時抗告をすることができるものとする（注）。

（注） 旅券提出命令のみ却下された場合には、その却下された部分を対象に申立人が即時抗告をすることが考えられ、その場合は不服の対象にならなかった出国禁止命令申立てについても移審する（確定遮断効は生じるが、出国禁止命令に対し、相手方が不服申立てをしなかった場合には、この部分は即時抗告審では審理の対象とならないことを前提にしている。）。旅券提出命令部分のみを対象に命令を受けた相手方が即時抗告をする場合も同様である。

(7) 即時抗告に伴う執行停止

- ① (6)②により即時抗告が提起された場合において、原決定の取消しの原因となることが明らかな事情及び原決定の執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることについて疎明があったときは、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として、若しくは担保を立てさせないで原決定の執行の停止を命ずることができるものとする。出国禁止命令申立事件の記録が家庭裁判所に存する間は、家庭裁判所も、これらの処分を命

ずることができるものとする（注1）（注2）。

- ② ①の申立てについては、(2)②と同様の規律を設けるものとする。
- ③ ①により担保を立てる場合における供託及び担保については、要綱案第1の3(3)ア(i) b ②及び③と同様の規律を設けるものとする。

(注1)「現決定の執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあること」とは、子が出国できなくなることによって償うことができない損害を生ずるおそれがあることを指すことを前提としている。

(注2) 旅券を提出した後であっても、即時抗告をするとともに執行停止が認められた場合には、所持者は提出した旅券の返還を求めることができることを前提としている。

(8) 出国禁止命令の取消し

- ① 出国禁止命令が確定した後に、出国禁止命令を求める事由の消滅その他の事情の変更があるときは、子の返還申立事件が係属する裁判所は、申立てにより、出国禁止命令の取消しの裁判をすることができるものとする(注)。
- ② ①の出国禁止命令の取消しの裁判については、(2)及び(5)と同様の規律を設けるものとする。

(注) 出国禁止命令の取消し

事情の変更とは、子が修学旅行のため海外に行く必要がある場合等を想定している。なお、このような場合、一時的な執行停止や一時的な取消しで足りるとの考え方もあり得るが、一時的な執行停止については、出国禁止命令が効力を生じたまま出国させることを認めるのは相当ではなく、また、即時抗告や取消し等の不服申立てや執行関係訴訟に伴わない形で執行停止の裁判を認めるのは、既存の制度と整合しないという問題がある。また、一時的な取消しについては、不安定な法律状態を作出することとなり相当ではないといえる。このような観点から、取消しのみを認めることとし、取り消した後、再度出国禁止命令を発する必要がある場合は、新たな申立てに基づいて発令されることを想定している。

なお、旅券提出命令が発せられている場合、旅券提出命令について出国禁止命令と別途必要性が判断されるものではなく、また、旅券提出命令の要件について確定後に事情

の変更があることは想定されないから、旅券提出命令のみを取り消すことは認めないことを前提としている（(8)の「出国禁止命令」に旅券提出命令は含めていない。（2）①参照）。

(9) 即時抗告等

- ① (8)①の出国禁止命令の取消しの申立人は、申立てを却下する裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 出国禁止命令申立事件の申立人は、(8)①の出国禁止命令の取消しの裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ ①②による即時抗告に伴う執行停止については、(7)と同様の規律を設けるものとする。

(10) 調書の作成

裁判所書記官は、出国禁止命令の手續の期日について、調書を作成しなければならないものとする。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

(11) 過料の裁判

旅券提出命令に従わないときは、裁判所は、二十万円以下の過料に処するものとする（注）。

（注） 出国禁止命令及び旅券提出命令を民事執行法上の強制執行をすることは想定していない。また、出国禁止命令に従わない場合は過料の対象とはならない。

(12) その他の手續についての規律

特別の規律がある場合を除き、出国禁止命令申立事件の手續に関しては、要綱案第1の3(1)から(3)まで及び(5)（(2)ア(ウ)、オ(ア)(イ)、キ(ア)(イ)及びクを除く。）と同様の規律を設けるものとする（注）。

（注） 除外することとしている規律は、①申立書の写しの送付、②審理の終結、③裁判日の指定、④和解及び⑤審理の状況についての説明に関するものである。これらについては、必要がないか、又は性質上相当ではないことから除外している。また、要綱案第1の3(2)

カ(エ)②では裁判書に理由を記載することとしているが、「理由の要旨」と読み替えるものとする。

2 執行手続

(1) 子の返還を命ずる決定の強制執行（注1）

- ① 子の返還を命ずる決定（これと同一の効力を有する和解及び調停を含む。以下同じ。）の強制執行は、民事執行法（昭和54年法律第4号）第172条の規定により行うほか、執行裁判所が債務者（「2 執行手続」においては、子の返還申立事件において、子の返還を命じられた者をいう。）の費用で第三者に子の返還を実施させることを決定する方法（以下この方法による強制執行を「子の返還の授権による執行」という。）により行うものとする。
- ② ①の強制執行は、子の返還を命ずる決定をした裁判所（ただし、高等裁判所又は最高裁判所である場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）のみが執行裁判所として管轄するものとする（注2）。
- ③ ①の強制執行は、子の返還を命ずる決定の正本に基づいて実施するものとする（注2）。
- ④ 執行裁判所は、子の返還の授権による執行の決定をする場合には、債務者を審尋しなければならないものとする。
- ⑤ 執行裁判所は、子の返還の授権による執行の決定をする場合には、申立てにより、債務者に対し、その決定に掲げる行為をするために必要な費用をあらかじめ債権者（「2 執行手続」においては、子の返還を命ずる決定を得た者をいう。）に支払うべき旨を命ずることができるものとする。
- ⑥ 子の返還の授権による執行の申立て又は前項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

（注1）子の返還を命ずる決定の強制執行の法的性質

子の返還を命ずる決定の強制執行も、子の返還を命ずる決定という裁判によって形成された実体上の権利を実現するための民事執行の一種であり、民事執行法の適用があることを前提としている。そのため、本要綱案に規律のない事項で、かつ民事執行法と同様の規律を置くことが除外されていない民事執行法上の規律については、子の返還を命ずる決定

の強制執行においても用いることを想定している。適用が想定される主な総則規定は、第1条から第5条まで、第7条から第16条まで、第18条から第23条まで、第26条から第37条まで、第39条から第42条までである。また、第38条については、当事者以外に子を監護していると主張する者がある場合に、同条を類推適用し、第三者異議によって争う余地があるものと考えられる。

子の返還を命ずる決定の具体的な執行方法としては、間接強制及び代替執行の特別類型である子の返還の授権による執行があるが、このうち間接強制については、本要綱案に特別の規律を置いているものを除いては、民事執行法第172条ほか関連する規定が適用される。これに対し、子の返還の授権による執行については、民事執行法上の代替執行（第171条）の特別類型に当たるものであり、本要綱案で第171条各項の規定の特則に当たる規律を設けているため、第171条は適用されないことを想定している。

(注2) 執行裁判所及び子の返還を命ずる決定の債務名義性

②及び③は、子の返還を命ずる決定の間接強制及び授権による執行のいずれについても適用される規律である。このうち、③は、単純執行文の付与を受ける等の特別の手続を要することなく、子の返還を命ずる決定（又はこれと同一の効力を有するものとされる和解調書又は調停調書）の正本に基づいて、間接強制及び子の返還の授権による執行の申立てをすることができるものであることを示している。なお、この規律を設けることにより、子の返還を命ずる決定の執行力に関する規律（部会資料11第2の2(6)エ）は不要となったため、要綱案には記載していない。

(2) 間接強制前置

子の返還の授権による執行の申立ては、民事執行法第172条第1項の規定による決定が確定した日から、2週間を経過した後（間接強制決定が2週間を超える猶予期間を置く場合には、その末日の経過後）でなければすることができないものとする（注）。

(注) 間接強制と子の返還の授権による執行との関係

間接強制決定によって相手方は強制金の支払義務を負うが、その具体的な義務の内容は強制金決定によることとなる。想定される強制金決定は、「債務者が本決定送達の日から〇〇日以内に…に記載の債務を履行しないときは、債務者は債権者に対し、上記期間経過の翌日か

ら履行済まで1日につき〇〇円の割合による金員を支払え」とすることが考えられる。このような強制金決定がされると、その後には代替執行の申立てがされ、更にはその授權決定がされた後でも、履行がされるまで強制金支払義務が存続することになる。これについては、代替執行の申立てや授權決定がされても、債務者の債務が消滅するわけではなく、現実の履行が遅れることについて債権者に生ずる損害も観念できるので、強制金の支払義務を負わせる理由はある。これは、授權決定後、実施に着手したものの、執行不能となり現実の子の返還が実現できていない場合でも同様である。

これに対し、子の返還の授權による執行の実施によって、子が常居所地国に返還された後には、もはや債務者の作為義務は消滅しているため、強制金を課すのは相当ではなく、この場合、この期間の分も含めて金銭執行がされることがあれば、債務名義についての請求異議の訴え（民事執行法第35条）によって救済されるべきことになる。もっとも、子の返還の授權による執行の実施によって、後に強制金を課す理由がなくなることは典型的に想定されるものであるから、請求異議によるという煩瑣な手続によることなく、例えば、強制金決定の主文で「履行済まで又は〇条（担保法において子の返還の授權による執行を規定した条文）の決定に基づき、子がその常居所地国に返還されるまで」と終期を明確にしておくという方法も考えられる。

(3) 実施者の指定

- ① 子の返還の授權による執行の申立ては、債務者に代わって常居所地国に子を返還する者（以下「返還実施者」という。）となるべき者を特定してしなければならないものとする。
- ② 子の返還の授權による執行の決定は、①の返還実施者となるべき者を返還実施者として指定してしなければならないものとする。ただし、執行裁判所は、前項の返還実施者となるべき者を返還実施者として指定することが、子の福祉に照らして相当でないと判断したときは、申立てを却下するものとする（注）。
- ③ 子の返還の授權による執行の決定は、債務者の子に対する監護を解くために必要な処分を行わせるため、執行官を指定してしなければならないものとする。

（注）返還実施者の適否の判断

返還実施者の適否の判断基準については、「返還実施者となるべき者を返還実施者として指

定することが、子の福祉に照らして相当でない」かどうかとしているが、その判断の在り方については、部会資料12の2の(補足説明)3(1)第3段落参照。

(4) 返還実施者の権限

返還実施者は、常居所地国に子を返還するために必要な子の監護その他の必要な行為を行うことができるものとする(注)。

(注) 返還実施者の権限

部会資料12の2(6)に記載した「子が常居所を有していた国に子を返還するために必要な交通機関を子に利用させること」については、①の「常居所地国に子を返還するために必要な子の監護その他の必要な行為」の中に含まれるものと考え、例示としては「子の監護」のみを掲げることとしている。

(5) 執行官の権限

- ① 執行官は、債務者の子に対する監護を解くために必要な処分として、次に掲げる行為をすることができるものとする。
 - i 債務者に対し、子の監護を解くよう説得すること。
 - ii 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を捜索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。
 - iii 相当と認めるときは、返還実施者と子を面会させ、又は返還実施者と債務者を面会させること。
 - iv 相当と認めるときは、債務者の住居その他債務者の占有する場所に返還実施者を立ち入らせること。
 - v 債務者又は第三者から抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めること。
- ② 執行官は、①vの規律にかかわらず、[いかなる場合においても、]子に対して威力を用いることはできないものとする。債務者又は第三者に対して威力を用いることが子の心身に悪影響を及ぼすおそれがある場合においても、同様とするものとする。

- ③ 執行官は、債務者の子に対する監護を解くために必要な処分を行うに際し、返還実施者に対し、必要な指示をすることができるものとする（注）。

（注）執行官の権限

執行官は、自らの判断で債務者の子に対する監護を解くという妨害排除行為を行うために必要な処分をすることができるところ、本項は、その具体的な内容を列記したものである。なお、① iii 及び iv に規定する権限の行使として、返還実施者に対し立入りや面会等について指示をすることができることを前提としている。また、同処分を行っている間、秩序を維持し、円滑な実施を実現するためにも、返還実施者に対し必要な指示を行うことができるものとしている。

(6) 子に対する監護を解くために必要な処分の実施の場所

- ① 執行官は、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、債務者の子に対する監護を解くために必要な処分を行うものとする。ただし、相当と認めるときは、その他の場所においても行うことができるものとする。
- ② ①の処分は、子が債務者と共にいる場合に行わなければならないものとする（注）。

（注）解放実施行為の実施要件

債務者の子に対する監護を解くための処分は、債務者が子と共にいる場合にはじめてその実施を観念できるものであり、また、できる限り債務者の協力を得て返還実施に移行することが子の利益に適うといえる。そのような観点から、②では、解放実施行為は、子が債務者と共にいる場合に行わなければならないものとしている。これにより、①に基づき、債務者の住居で実施する場合であっても、債務者が子と共にいる場合に行わなければならないことになる。

(7) 中央当局の協力

中央当局は、子の返還の授権による執行の決定に基づく執行に関し、立会いその他の必要な協力をすることができるものとする（注）。

(注) 中央当局の協力

子の返還の授権による執行に際して、中央当局は執行官による解放実施行為や返還実施者による返還実施行為について、立会いや同行といった協力をすることができるものとしている。

(8) 執行事件の記録の閲覧等

- ① 子の返還の強制執行に係る記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する証明書の交付（次項において「執行記録の閲覧等」という。）の請求については、要綱案第1の3(1)キ(ク)①から⑥までと同様の規律を設けるものとする（注）。
- ② 執行記録の閲覧等については、民事執行法第17条の規定と同様の規律は設けないものとする。

(注) 執行記録の閲覧等

執行記録の中にも、申立人が知らない相手方の住所についての記載がある場合は考えられるから、その閲覧等については、相手方の住所の秘匿等を含む子の返還申立事件の記録の閲覧等の規律と同様の規律を設けるものとし、民事執行法第17条の規定と同様の規律は設けないものとしている。

3 家事事件手続の特則（面会交流についての家事審判及び家事調停の特則）

(1) 管轄の特則

- ① 中央当局により面会交流の援助を受けた者が、家庭裁判所に対し、民法第766条第2項及び第3項に基づく面会その他の交流又はその変更を求める家事審判又は家事調停の申立てをする場合には、当該申立てに係る子の監護に関する処分の審判事件（家事事件手続法別表第二の三に掲げる事項についての審判事件）及び家事調停事件は、それぞれ家事事件手続法第66条、第150第4号並びに第245条第1項及び第2項に規定する家庭裁判所のほか、それぞれ次に定める裁判所にも、その申立てをすることができるものとする（注）。
 - i 子の住所地（日本国内に子の住所がないとき又は住所が知れないときは、その居所地。iiにおいて同じ。）が東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台

高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内にある場合 東京家庭裁判所

ii 子の住所地が大阪高等裁判所，広島高等裁判所，福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内にある場合 大阪家庭裁判所

- ② ①の申立てをする場合において，日本国内に子の住所がない場合又は住所が
知れない場合であって，日本国内に子の居所がないとき又は居所が知れないと
きは，東京家庭裁判所の管轄に属するものとする。

(注) 面会交流事件の管轄

子の返還や面会交流について中央当局による援助を受けた場合，中央当局が子の所在を
確知つつも，申立人自身は相手方の住所等を知らないまま面会交流等を求める家事審判又
は家事調停の申立てをすることが想定される。この場合，相手方の住所の記載のない申立
書を受理した裁判所は，中央当局から相手方の住所について情報を取得することになるが，
取得した情報をもとに，家事事件手続法に従って子や相手方の住所地によって定まる管轄
裁判所に移送することを原則とすると（家事事件手続法第9条第1項参照），それによっ
て相手方の住所地が明らかとなるおそれがあり，子の返還申立事件の手続において，記録
の閲覧等を通じて相手方又は子の住所等表示部分が一律に開示されないとしている規律（要
綱案の第1の3(1)キ(ク)④参照）の趣旨を没却しかねない。また，この場合の面会交流の
申立ては，子の返還申立事件と並行し，又は返還申立事件終了後に引き続いてされること
が考えられ，返還申立てが係属し，又は係属していた裁判所が面会交流等事件を扱うこと
ができるものとするのが合理的である。そこで，第1項は，家事事件手続法の規律によっ
て定まる家庭裁判所のほか，返還申立てがされた場合に管轄権を有する家庭裁判所にも管
轄を認めている。

(2) 記録の閲覧等の特則

中央当局により面会交流の援助を受けた者が，家庭裁判所に対し，民法第766条
第2項及び第3項に基づく面会その他の交流又はその変更を求める家事審判の申
立てをした場合，当該申立てに係る子の監護に関する処分の審判事件（家事事件
手続法別表第二の三に掲げる事項についての審判事件）の記録の閲覧若しくは謄
写，その正本，謄本若しくは抄本の交付，事件に関する証明書の交付又はその複
製の請求については，家事事件手続法第47条の規定にかかわらず，第1の3(1)キ

(ウ)と同様の規律を設けるものとする(注)。

(注) 面会交流事件の記録の閲覧等

中央当局による援助を受けた者が、家庭裁判所に対し、面会交流等を求める家事審判の申立てをする場合、申立人が相手方の住所を知らないまま申立てをし、裁判所が中央当局から相手方の住所についての情報を取得することが想定されるため、裁判所が取得した相手方の住所を審判事件の記録の閲覧等によって申立人が知ることを防止する必要がある。そこで、この場合の記録の閲覧等については、当事者に対しては、原則として当事者等からの記録の閲覧等を許可することとしている家事事件手続法第47条によることなく、住所等表示部分の閲覧不許可について定める要綱案の第1の3(1)キ(ウ)と同様の規律を設けるものとし、相手方の住所については、原則として申立人に閲覧させないものとしている。